

動労千葉鉄建公団訴訟

平成24年（ネ）4926号事件  
東京高等裁判所 第12民事部 御中

## 解雇撤回・JR復帰の判決を求める要望書

東京地裁民事第11部（白石哲裁判長）において2012年6月29日、「国鉄分割・民営化に反対する組合員を不当に差別する目的で名簿不記載基準が策定され、採用候補者名簿に載せなかったのは不法行為」「名簿不記載基準が策定されなければ、原告らは採用候補者名簿に記載され、その結果、JR東日本に採用されたはず」とする判決を出しました。

「名簿不記載」を不当労働行為だと認定した以上、原状回復、すなわち解雇撤回・JR復帰以外の結論はありません。貴裁判所が、あらためて「名簿不記載」を不当労働行為だと認定し、原状回復措置として解雇撤回・JR復帰の判決を出すよう要請いたします。

お名前	ご住所

（署名の送付先および問い合わせ先）

国鉄分割・民営化に反対し、1047名の解雇撤回闘争を支援する全国運動  
国鉄千葉動力車労働組合

〒260-0017 千葉市中央区要町 2-8DC会館

電話043（222）7207 FAX043（224）7197